

修士論文(要旨)

2014年1月

子どもの権利基盤型アプローチに基づく人身売買防止活動
—カンボジア スヴァイリエン州 コンボンロー郡
タナオコミューンを事例にして—

指導 滝澤 美佐子 教授

国際学研究科
国際協力専攻
211J1055
林 雅雄

目次

序章	1
第1節 研究背景	1
第2節 先行研究	3
第3節 研究目的と仮説	6
第4節 論文構成	8
第1章 子どもの権利基盤型アプローチ	10
第1節 人権基盤型アプローチ	10
第2節 子どもの権利基盤型アプローチ	12
第3節 子どもの権利基盤型アプローチに基づくプロジェクト	17
第4節 小括	23
第2章 カンボジアにおける人身売買の発生要因と取り組み	25
第1節 カンボジアにおける人身売買の現状と発生要因	25
第2節 カンボジアにおける人身売買への取り組み	37
第3節 小括	43
第3章 事例研究 ー農村地における子どもの人身売買を防止する取り組みー	45
第1節 調査概要	45
第2節 状況分析と事業システム	51
第3節 調査地域における取り組み	55
第4節 小括	62
終章	68

参考文献

1. 本研究の目的

本論文では、国際的な問題である「人身売買」が、複合的な要因によって現在もなお横行しているカンボジアにおいて、子どもの権利基盤型アプローチ(以下、CRBA)のもと、人身売買を防止する活動に注目した。その中でも、権利保有者である子どもではなく、責務履行者であるおとなに対するエンパワーメントを重点的に行う支援が、権利保有者をより一層エンパワーするのではないかという仮説に基づき、実際に CRBA によるプロジェクトを実施する際の方法論を問うことにした。人身売買を防止するために責務履行者へのエンパワーメントに取り組む例として、カンボジアの中でも子どもの物乞いが地域全体の問題となっているスヴァイリエン州コンボンロー郡タナオコミュニティ(以下、タナオ)におけるプロジェクトを事例研究として選択した。本論文では、同プロジェクトを評価することを主眼とし、コミュニティベースで CRBA に基づくプロジェクトを行うことの有効点と課題点を明らかにする。さらに、この事例をふまえて、仮説についても可能な限度で検証を行うことを目的とした。

2. 論文構成

本論文は次のような構成で進めていく。まず、序章において、人身売買の国際的現状と取り組み、本論文の仮説と方法論を明らかにする。第1章では、子どもの権利とは何か、CRBA ができるまでの流れ、CRBA の定義と特徴を詳細に示す。その上で、CRBA がどのように実際のプロジェクトに取り入れられるか論じる。第2章では、カンボジアの人身売買の現状を明示するとともに、カンボジアで人身売買が発生する要因について、7つの観点から明らかにする。さらに、カンボジア政府や NGO がどのような取り組みを実施しているかを取り上げる。第3章では、CRBA のもと、タナオコミュニティで、子どもの人身売買防止活動を行っている団体「国際子ども権利センター(以下、シーライツ)」の権利保有者・責務履行者に対する取り組みを詳細に紹介し、この取り組みにおける効果をスタッフの聞き取り調査を中心に明らかにする。そして、終章では、タナオにおけるプロジェクトの評価とそれを通じた仮説の再検討、CRBA に基づいた人身売買の防止活動の有効点と課題点を明らかにする。

3. 結論

本論文で取り上げた事例研究の主な有効点は、コミュニティベースで行うことによって、住民との信頼関係を強固に構築できる点、その地域における最善の解決方法を見出すことができる点、子ども・おとなともに、特に脆弱な立場の人々が参加できる場ができ、地域住民同士の関係性が構築された点であり、評価に値する。一方、行政への取り組みが不足している点、カンボジア全体へのアドボカシー活動に発展させることが難しい点は、今後の課題である。

事例研究を通じて、子どもだけでなく、責務履行者である親、地域住民、学校・教師に対する重点的な取り組みが、子どもの権利を実現するために非常に重要な要素であることを垣間見ることができた。このように、子どもへの啓発活動ではなく、子どもの権利を実現する責務を負う地域住民への活動を重点的に実施し、地域社会全体の変革を図る取り組みは、子どものより一層のエンパワーメントに繋がる有効な方法であると言える。最終的に、現段階ではプロジェクトが終了していないため、仮説を新たな説として実証することはできない。しかし、部分的には仮説を実証する事例となりつつあるため、今後も責務履行者への取り組みを重点的に行

うとともに、権利保有者への取り組みを実施し続けることで、将来的に仮説を証明する事例の1つになりうると考えられる。

参考文献

[邦文]

- ・上田美紀「(パワーポイント)カンボジア王国スヴァイリエン州タナオコミューンにおけるベトナムへの出稼ぎによる子どもの人身取引及び児童労働防止プロジェクト」『カンボジア駐在員一時報告会』 WE21 ジャパンちがさき主催、2013年8月21日
- ・甲斐田万智子「第1章 児童労働と子どもの権利に基づくアプローチ」中村まり、山形辰史編『児童労働根絶に向けた多面的アプローチ：中間報告』調査報告研究書 pp.19-33 アジア経済研究所、2011年
- ・勝間靖「第15章 子どもへの商業的な性的搾取」初瀬龍平、松田哲、戸田真紀子編『国際関係のなかの子ども』pp.237-250 お茶の水書房、2009年
- ・川村暁雄「人権基盤型アプローチの射程 人間の尊厳のための社会関係の把握・変革・自覚・共有」(財)アジア・太平洋人権情報センター編『アジア太平洋人権レビュー2008 新たな国際開発の潮流 人権基盤型開発の射程』pp.8-34 現代人文社、2008年
- ・国連児童基金(UNICEF)『世界子ども白書 特別版 2010 「子どもの権利条約」採択 20周年記念』日本ユニセフ協会、2010年
- ・島崎裕子「「貧困の女性・女兒化」の研究—カンボジア農村における構造的暴力と人身売買—」早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士学位論文、2009年
- ・平野裕二「子どもの権利条約の実施における「権利基盤型アプローチ」の意味合いの考察」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』第5号 pp.78-85 日本評論社、2004年

[欧文]

- ・The Cambodia National Council for Children (CNCC). *Royal Government of Cambodia 1st and 2nd National Report On The Implementation of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography 2002-2010*. Phnom Penh: CNCC, 2011.
- ・Department of State, United States of America. *Trafficking in Persons Report*. Washington D.C: Department of State, United States of America, 2013.
- ・ECPAT Cambodia, COSECAM, NGO-CRC, Cambodia ACTs, Chab Dai, Child Wise Cambodia(CWC). *NGO JOINT STATISTICS Database Report on Rape, Sexual Trafficking and Sexual Exploitation in Cambodia*. Phnom Penh, 2011.
- ・Jonsson Urban. *Human Rights Approach to Development Programming*. UNICEF Eastern and Southern Africa Regional Office, 2003.
- ・Melissa Farley, Wendy Freed, Kien Serey Phal, Jaqueline Golding. *A Thorn in the Heart: Cambodian Men who Buy Sex*. Phnom Penh: Co-hosted by Cambodian Women's Crisis Center and Prostitution Research & Education, 2012.
- ・UNICEF. *A Human Rights Approach to UNICEF Programming for Children and Women: What It Is, and Some Changes It Will Bring*. UNICEF, 1998.